

学部生・大学院生対象（奨学金返還支援）

奨学金事業実施名	高知県産業人材定着支援事業（奨学金返還支援制度）
応募資格及び対象	次の（１）から（３）のすべてに該当する方。 （１）独立行政法人日本学生支援機構の第１種（無利息）奨学金の貸与を受けている方 （２）次に掲げるいずれかに該当する方 1. 大学４年生（６年制大学の場合は６年生）で、平成28年度に卒業予定の方 2. 大学院修士（博士前期）課程に在籍し、平成28年度に修了予定の方 3. 大学院博士（博士後期）課程に在籍し、平成28年度に修了予定の方（単位取得退学を含む。） （３）大学等卒業（修了）後、翌月1日から起算して6ヵ月以内に、高知県内で次のいずれかに就職予定の方（★正規雇用に限る。）（★公務員等を除く。） 1. 会社に雇用される場合・・・高知県内に本社又は本店を有する会社であること 2. 個人事業者に雇用される場合・・・高知県内に主たる事務所又は事業所を有する事業者であること 3. 自ら事業を開始する場合・・・高知県内において申請者本人が事業を開始すること
補助要件・金額	支援金＝奨学金貸与月額の2分の1（上限額25,000円）×奨学金貸与月数
申請期間	平成29年2月13日（月）から3月14日（火）まで
申請書類配布先	申請様式は高知県文化生活部 私学・大学支援課の下記ホームページに掲載されています。 http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/140901/2017011600271.html
申請書類提出先	高知県文化生活部 私学・大学支援課 大学支援担当へ郵送等により直接提出してください。
備考	制度の詳細は下記のHPで確認してください。 http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/140901/2017011600271.html